

1-31-18

世子尚永の、進貢謝恩の方物を分載して都通事鄭禧等を遣わす執照（一五七七、三、三）

琉球国中山王世子尚永、進貢謝恩の方物を護送する事の為にす。

今、都通事鄭禧・使者馬武良等を遣わし、夷梢を率領し、本国の小船一隻を撐駕し、馬二匹・生梳黄五千斤を装載し、護送し前來して貢に充てしむ。仍お福建布政使司に赴き、告稟して進取せしむる外、所扱<sup>よ</sup>りて今、差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、宙字十五号半印勘合執照を給して都通事鄭禧等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘<sup>ところ</sup>の去処<sup>とこ</sup>及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

都通事一員 鄭禧

使者一員 馬武良

管船火長・直庫二名 林世茂 邁達尼

梢水共に六十八名

万曆五年（一五七七）三月初三日

右の執照は都通事鄭禧等に付し、此れに准ぜしむ

進貢謝恩等の事の為にす 執照

1-31-19

世子尚永の、冊封の勅書を迎接するため正議大夫梁燦等を遣わす執照（一五七八、四、一四）

琉球国中山王世子尚永、勅書を迎接す等の事の為にす。

近ごろ長史梁燦等を差<sup>つか</sup>わして齎<sup>つ</sup>しむるは、執結して請封する事の為なり。奏聞するに、已に、欽<sup>い</sup>差の給事中・行人等の官の海船に坐駕し国に到りて封建せしむ等の因あるを蒙る。理として合に上年の封建の事例に照依すべし。今、特に正議大夫梁燦<sup>じやうぎ</sup>、使者翁<sup>じやう</sup>寄松、都通事紅紋綬・鄭礼等を差<sup>つか</sup>わし、本国の小船一隻に坐駕し、夷梢を率領し、福建の処所に前去し、詔勅等の書を迎接して船隻を導引し、国に到らしむ。途に在りて事に悞<sup>あや</sup>れて便ならざるを得しむる母れ。王府、除外に今、宙字十七号半印勘合執照を給付して都通事鄭礼等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘<sup>ところ</sup>の去処<sup>とこ</sup>及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正議大夫一員 梁燦

使者二員 翁寄松 芋思正

都通事一員 鄭礼

人伴二十名

管船直庫一名 邁達尼

梢水共に七十四名

天使の船隻を導駕する都通事一員 紅紋綬

冠帶舎人 一員 林世茂

看針舎人 一名 紅鸞

人伴五名 従人二名

風勢を慣知する夷梢二十名

万曆六年（一五七八）四月十四日

右の執照は正議大夫梁燦・都通事鄭礼等に付し、此れに准

ぜしむ

天使を迎接する  
事の為にす 執照

注\*本文書に関わる冊封使、蕭崇業・謝杰には『使琉球録』（台湾学生

書局、一九六九年）の編著がある。

(1) 欽差の給事中…等の因あるを蒙る 戸科左給事中蕭崇業・行

人司行人謝杰が冊封使に任じられた。『明実録』万曆四年七月  
丁酉・八月甲申の条に関連の記事がある。

(2) 梁燦 蕭崇業『使琉球録』によると、万曆六年には順風がな  
く、翌年まで福建にとどまり、七年五月に封船と共に出発し  
た。

(3) 翁奇松 城間親方盛久。一五四二—一六一二年。首里翁氏（永  
山家）二世（『家譜（三）』六五頁）。

1-31-20

国王尚永の、進貢謝恩のため王舅馬良弼等を遣わす執照

(一五七九、一一、一一)

琉球国中山王尚（永）、進貢、謝恩等の事の為にす。

今、特に王舅馬良弼を遣わし、長史鄭廻等と共に、表文一通を  
齎捧せしむ。本国の小船二隻に坐駕し、共に馬六匹・生硫黄一万  
斤・金靶鞞腰刀二把・銀靶鞞腰刀二把・紅漆螺鈿鍍金銅結束  
刀二十把・紅漆鞞鍍金銅結束腰刀一十把・紅漆螺鈿鍍金銅結束  
腰刀二十把・紅漆鞞鍍金銅結束腰刀四十把・黒漆鞞銅結束腰刀六  
十把・鍍金銅結束線穿鉄甲一領・鍍金銅線穿手套一付・線穿鉄護  
腿一付・貼金鉄護膝一付・頭盔一頂・金箔彩画屏風一對・両面泥  
金扇二百把・泥金水墨画扇一百五十把・貼片金水墨画扇二百把・  
貼金穿馬鉄甲二付・貼金馬鉄面二個・土夏布一百匹・蘇木二千斤・  
倭銅五百斤を載して、京に赴き進貢し謝恩す。所抛りて今差去す  
る人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざる  
を恐る。王府、除外に今、宙字二十三号半印勘合執照を給して通  
事林璋等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処  
及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つ  
て遅慢して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給  
に至るべき者なり。

今開す 赴京の

王舅一員 馬良弼